

第2章 特掲診療料 第4部 画像診断 第3節 コンピューター断層撮影診断料
E201 非放射性キセノン脳血流動態検査

E201 非放射性キセノン脳血流動態検査	2,000 点
----------------------	---------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和8年3月5日 厚生労働省告示第69号）

告示	通知
注 非放射性キセノン吸入手技料及び同時に行うコンピュータ断層撮影に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	